

令和7年(2025年)3月18日

「米原市こども計画案」についての米原市パブリックコメントに対して
提出された意見等とその意見等に対する市の考え方および検討結果について

案 件 名 :	米原市こども計画 (案)
意見募集期間 :	令和7年1月16日 (木) ~ 令和7年2月16日 (日)
所 管 課 :	くらし支援部 子育て支援課

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
1	・「放課後児童クラブの整備」について、＜預けられる【時間】の拡張＞をご検討いただきたいです。具体的には、早朝（学校が始まる前の時間）の開設や、遅い時間までの延長です。 共働きや片親世帯の増加が社会の流れになっています。これに伴い、おのずと鍵っ子など、子供がひとりで家に居ざるを得ない時間が増えてしまっています。そのため、その空白時間を看えていただける、放課後児童クラブの時間拡充/拡張をお願いしたいです。 これは米原市の都市発展のための、定住者の増加という観点でも必要な施策だと思いますので、前向きにご検討お願いします。 ※都市部では、児童クラブが早朝に開いていることは当然となっています。米原駅前エリアは、新幹線通勤できることが利点・特徴だと思いますが、結局こどもが預けられない（こどもを一人で家において出勤しないといけなくなる）のであれば、実質通勤困難です。住み替えを考えているような人は、それであれば都市部の方がいいか・・・ということになるうかと思ひます。 米原市への定住者人口増加の観点からも、必要だと思いますので、お願いします。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	現在、米原市内にある放課後児童クラブは全て公設民営で、負担金、開設時間等全て同じルールで運営しています。 通常は、下校時から18時まで、夏休み等の長期休業期間中は、8時から18時まで開設しており、保護者の勤務時間や通勤時間などにより開設時間を超えて利用が必要な場合は、延長利用（夕延長：18時から18時半まで、朝延長：7時30分から8時まで）も可能としています。 児童が小学校で長時間授業を受け、さらに放課後児童クラブで夜遅くまで過ごすこととなると、心身ともに休まる暇がなく、児童にとってもいい影響を及ぼさないと考えています。児童の成長にとって、家族で過ごす時間も大切であると認識しています。 少子化が進む中、核家族化の進行と併せて、共働き世帯の増加等により放課後児童クラブのニーズは年々高まっていると認識していますが、早朝（学校が始まる前の時間）の開設や、遅い時間までの延長については、現在のところ考えておりません。 今後も、保護者の皆さまが安心して働くことができるよう、また、働く保護者に代わって児童の安全を見守り、放課後の居場所となるよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしく願ひします。
2	・ p. 61のNo.9 について 幼児期や小学校低学年のうちから社会性やルールを身につけさせるような取り組みなんて全く必要ありません。子供が大人と同じように振舞えないのはまだ脳が未発達だからです。しつけしたり教えればできるようになるものではありません。窮屈な社会になりそうで絶対嫌です。おおらかな心を大人が持たないといけないと思ひます。9については丸々削除願ひします。 ルールを身につけさせることよりもまずは子供自身が大事にされている・受け入れられているという安心感を持って成長していけるような配慮が必要だと思います。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	米原市では、子どもの自己肯定感・自己有用感を高める教育を推進しており、園や小中学校での教育活動において、子どもたちが自分のよさを感じ、お互いにそのよさを認め合うことを大切にしています。これを基盤にしながら、子どもたちの生きる力と確かな学力を育みます。 また、幼児期の社会性やルールを身に付けるための指導の中には、大人が積極的に挨拶をしたり、ルールを守ったりする姿を見せしていくという意味合いも含まれます。“無理にやらせる”という意味合いではなく、一緒に生活する中で、社会性やルールを知る機会を大切にし、ルールを守ることだけではなく、なぜ守るといいのかという意味を一緒に考える機会を大切にしていきます。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
3	・ p. 61のNo.13について 地元のオーガニックの食材、化学調味料を使わない調理の給食提供を進めていただきたいです。あと、米原に移住してからオーガニック野菜が近所で買えるところがないので困って遠方から取り寄せたりしています。わざわざ遠い土地の畑のものよりできれば済んでいる土地の物を買いたい。周りにはこんなに畑がたくさんあるのになんでだろう？と思います。学校給食で一定量出荷できるとなればオーガニックに切り替える畑さんも出てこないかな。そのついでに無人販売でいいのでオーガニック野菜を買えるところがあれば嬉しい。	1件 (1人)	案のとおりとします。	本市の学校給食においては、昆布や煮干し、鰹節からとっただしの使用や、地元産食材の購入を積極的に行うなど、安心・安全な給食の提供に努めています。しかしながら、近年の気象条件や生産コストの高騰から、地元産食材であってもその確保に苦慮している状況です。オーガニック食材については、学校給食で使用する量を供給できるだけの生産がなく、現段階では使用できない状況にあります。地元産の農産物をはじめ給食で使用する食材については、栄養士が食材の成分や産地などを確認した上で使用することで、安全性の確保をしています。近隣で、学校給食に必要な供給量が見込めるような状況になれば、検討したいと思います。
4	・ p. 63のNo.12について 保護者や子供たちが安心して過ごせるよう人材選びは慎重にしてほしいです。（身体・性虐待被害など起きないよう）	1件 (1人)	案のとおりとします。	米原市内にある放課後児童クラブは、全て公設民営であることから、支援員の採用や指導等は各クラブでお願いしています。市では、全体研修会やオンライン研修会などを開催し、支援員の資質向上を図れるよう支援しています。保護者の皆さまが安心してお子さんを預けていただけるよう、身体・性虐待防止に関する研修会の開催について今後検討してまいります。 今後の支援員の資質向上を図る上での貴重な御意見として賜ります。
5	・ p. 63のNo.7について 体制整備や人材育成に加えて資質向上の言葉が必要では。きちんと研修をうけた方に教えていただかないと子どもたちにとってよい時間にならない可能性があります。また、保護者や子供たちが安心して過ごせるよう人材選びは慎重にしてほしいです。（身体・性虐待被害など起きないよう）	1件 (1人)	案のとおりとします。	部活動の地域移行に向けての活動環境の整備については、「子どもたちが自分のニーズに合わせて、安心して活動に取り組める」という視点を大切にしていきたいと考えています。そのため、地域移行の受け皿となる人材の確保に向けては、本市の方針に沿って安心した活動が担保できるように慎重に検討していきたいと思います。また、人材育成の面では、「資質向上」に向けて指導者研修会等の実施を計画していきたいと思います。
6	・ p. 66のNo.5について フリースクール運営側にも補助が必要です。そこを居場所としている子どもがいる以上その場所がなくならないような支援も必要です。	1件 (1人)	案のとおりとします。	不登校となっている児童生徒には選択肢の一つとして「みのり」「ステップ・フォワード・プログラム」などの学校以外の居場所を提供しており、民間フリースクールを利用する場合はその保護者に対しては利用料の補助を行っています。民間フリースクールの運営に対する補助は現在のところ考えていません。
7	・ 「全天候型公園」について 単なるレジャー施設なら必要ありません。関西にそのような施設はいくらでもあるので、初めのうちは観光客も来るでしょうが、施設が古くなっていくうちにだんだん人も来なくなり修繕費も十分なく、数十年後には老朽化問題が。。。という未来が予想されます。和歌山に「日本一お子様連れを歓迎する完全予約制キャンプ場・観光農園『くつろぎたいのも山々』」と言う場所があるそうです。スタッフが子供と遊んでくれるので親はその間ゆっくりできると言うのを売りにしているそうです。 https://kutsurogiyama.com/ 単なるレジャー施設は行ったら行っただすごく疲れるので腰が重く、私のような移住者で両親が遠方、すぐに頼れる人もいないとなると子育てで休める時間が本当に無いので子どもと遊んでくれるスタッフがいるこんな場所が米原に欲しいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	御指摘のとおり、公園整備には建設費だけでなく、その後の維持管理・運営費も必要となるため、人口減少という現状を鑑み、将来世代への負担を最小限に抑えるよう、事業の費用対効果等について慎重に検討していく必要があります。 なお、市民意識調査では、「子どもが安心して遊べる公園」や「花や緑がたくさんある公園」へのニーズが高いことが示されており、都市公園整備も子どもとのふれあいや子育てを楽しめる場所として、市民ニーズを的確に捉え、検討していきます。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
8	・さらにワークショップなどをそこで開催して助産師さんや子育ての専門家と繋がれる場所、妊娠中からこれる場所、子育て仲間と繋がれる場所になったら最高です。そんな子育ての拠点となる場所こそ必要です。 観光客の誘致は期待できないかもしれませんが、小さい子供がいる家族が米原に移住を考える理由の一つになるかもしれません。より子育てしやすい土地で育てたいと思うはずです。米原には豊かな自然が元々あり、都市部へのアクセスも良く、子育て家庭に良い条件が揃っています。	1件 (1人)	案のとおりとします。	御指摘のとおり、子育ての専門家と繋がれる場所や子育て仲間と繋がれる子育て拠点となる居場所の整備についてのニーズが高いと認識しています。まずは、既にある地域子育て支援センターなどの各種公共施設等の活用子どもたちが安心して遊べる場所の確保に努めてまいります。
9	・私は他県で出産したのですが、後に助産師さんと繋がることができ、妊娠中から繋がるのができたら安心して出産できただろうなあと思います。病院にも助産師さんはいますが、妊婦検診時に話をするのはお医者さんだけでよっぽどのことがない限り次の診察まで相談できる機会がない。もっと近い立場で小さいことでも相談できる専門家がいたら心強いです。私の場合は安心して出産できなかったことと子育ての大変さで第二子欲しくても作れなかったのもその辺が整備された土地でなら産みたいと思います。 米原市では妊婦さんに助産師さんの一覧表が配られていると聞きましたが、「子どもは病院で産むもの」という頭になっている現代人が一覧だけ見て助産師さんのところに行ってみよう！と思うのか疑問です。妊娠中から助産師さんと話せる機会と場所が開けた場所にあったらいいと思います。	1件 (1人)	案のとおりとします。	御指摘のとおり、妊娠中からつながりを持って、安心して出産し、出産後も継続して支援を受けられることが重要であると考えています。 令和6年5月から妊産婦等が助産師への相談等に利用できる「まいベビサポートクーポン」（1万円分）を交付し、専門家や他の子育てで家庭とつながる機会を提供し、産前産後の相談や交流活動を支援しています。本事業等の継続実施を通して、安心して出産子育てができる環境整備を推進してまいります。
10	・p.62 基本施策3 学校教育の充実と環境整備について 「きのくに子どもの村学園」のような子どもの人格と自主性を大切にする学校が米原に欲しい。きのくにに通わせることも検討したのですが費用面と米原市←→橋本市の送り迎えが現実的でなく。子どもをそんな風に育ててくれる学校が米原にあったら最高です。	1件 (1人)	案のとおりとします。	「自己決定」「個性化」「体験学習」を大切にしておられる「きのくに子どもの村学園」の教育と学び方に違いはありますが、主体的に学ぶことや一人ひとりのよい点や個性をいかすこと、体験を通して学ぶことなどは米原市でも大切にしている視点と考えています。
11	・こども計画の完成版は、子供向け、保護者向け、関係者向け、市民向けと対象ごとに、絵を多様した概要版を作り周知に努めてほしいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	米原市こども計画については、本編のほかに一般向け概要版と、子ども向け概要版の作成を予定しています。保護者向け、関係者向け、市民向けと対象ごとの概要版の作成までは予定しておりません。
12	・計画案の構成は、行政関係者向けならあれで良いかと思いますが、それ以外の一般市民向けには、目次の次はp42～p47に記してある目標、ゴールが明記してあった方が読みやすいと思いました。	1件 (1人)	案のとおりとします。	米原市こども計画の本編については、案のとおりとさせていただきます。なお、概要版については、基本理念や基本目標、重点施策等の目指すものを中心とした構成を予定しています。
13	・p19～p24は文言を変えて、小学4年以上の子供達全員対象で実施して欲しいです。やり方はp50で中学生の声として上がっているようにタブレットやスマホで。ある程度回答期間を設けて匿名回答が可能であること。ワークショップのテーマは、市民の有志者で集まり考えて提案することもできるかと思いました。 ・ヒアリングについてですが、聴く側と関係性が出来ていないとどれほど意味があるのだろうと思います。	1件 (1人)	案のとおりとします。	P19とP20は保護者向け、P21とP22は小5中2の児童生徒向け、P23とP24は15歳から39歳までの子ども・若者向けに実施したアンケート結果の抜粋となります。小学4年以上の子ども全員を対象とするアンケート調査の実施については、学校のGIGA端末を利用したり、アンケート実施のための時間を確保したりといった学校の協力が得られるか、また、膨大なアンケート結果の集計や分析をどのように実施するのか等について多くの課題があると考えています。しかしながら、今後計画の見直しや施策の検討の際には、幅広く子どもの意見を聴く必要があると考えていますので、アンケートの対象や実施方法について引き続き検討してまいります。 また、子どもが意見を表明できるようワークショップも開催していきたいと思いますので、ワークショップのテーマや実施方法について、市民の有志者の皆様からの提案をお願いします。 市と聴く側との関係性ができていない中でのヒアリングの実施について、意味がないことはないと思いますが、関係性が深まるよう努めてまいります。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
14	・子供と保護者と関係団体の意見は載せてありましたが、教職員を対象としたアンケートは実施されていないのでしょうか。ぜひ先生の声も載せていただきたいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	関係団体ヒアリング調査として、市内小中学校、市内保育所・幼稚園・認定こども園、養護学校等の先生方にもアンケートを実施しました。こども計画のP5、P25～27に掲載しています。また、資料編にも掲載を予定しています。 なお、本編にはアンケートの抜粋版を掲載していますが、こども計画策定に当たって実施した各種調査結果については、本編とは別に「米原市こども計画策定に係る意見聴取結果報告書」として取りまとめており、市公式ウェブサイト等を通じて公開する予定をしています。
15	・p49のNo.4「小中学生から人権作品を募集」という文言を削除していただきたいです。人権作品が人権意識の理解や向上に繋がるとは思えません。書いたらやらなきゃとなりがちなので、それは子供達の自主性をも損なう行為だと思います。子供達の考える力やネオテニーを奪うような取組みの言葉は削除していただきたいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	本取組につきましては、人権作品を作成する子どものみならず、作品を用いて行う巡回展を通して多くの市民の方に「人権」に触れていただく機会としており、また、作成する子どもたちや関わる皆様が人権作品を作成する過程で人権について考えていただくきっかけとするため実施しています。 人権作品が人権意識の理解や向上に繋がらないという御意見については、一意見としてお受けいたします。
16	・ニューロダイバーシティの文言も含めた、インクルーシブな環境作りの促進をすることで多様な価値観、多様な個性を知り、認めあう環境作りに取組みます、といったような文章に置き換えて欲しいです。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	園・小中学校の教育活動を通して、一人ひとりの多様性に配慮することや集団の中でお互いを尊重し合う態度など人権を大切にすることの育成に取り組んでいます。今後も学校教育において人権尊重の実践的な態度を育成する教育の充実に努めます。 なお、多様な価値観を認め合い、ニューロダイバーシティの考え方である一人ひとりが自分らしく力を発揮できる社会を目指すことが重要であると認識していますので、p49のNo.4を次のとおり修正します。 多様な価値観を認め合い、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向け、広報紙、人権を考えるつどい、人権の花運動、人権教室等の様々な啓発の機会を通して、 <u>子どもの人権や権利</u> について意識の啓発や学習機会の提供に努めます。
17	・学校図書室の本を自由に持ち帰れない学校もあるそうなので、子供達の学ぶ意欲を高める取組みとして自由化する文言を加えてください。	1件 (1人)	案のとおりとします。	蔵書管理のため手続きは必要ですが、学校図書館では貸出を行っています。 また、児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、子どもの居場所となり得よう、可能な限り開館しています。
18	・p51～p56 施策の方向性のところに、子供・若者・子育て家庭の意見を取り入れる一文を最上段に明確にわかるように載せてほしいです。こどもの権利が最優先されることも明記していただきたい。	1件 (1人)	案のとおりとします。	p51の施策の方向性の一番目やp51のNo.1の内容でも「子ども・若者や子育て家庭の意見を取り入れる」ことを明記しており、また、前提としてp44の重点施策1において、子ども・若者の権利を守ることが前提としていることから、現行のとおりとさせていただきます。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
19	・p51のNo.5、p52のNo.6 初寄りくらいでしか使われていない公民館等を児童館として、子供達が自由に使えるようにしてほしいので、それが可能となる一文を入れてほしいです。大垣では参考となる取り組みがなされているそうです。 彦根子どもセンター、長浜カイコー、ぎふメディアコスモスも、図書館等の大きな施設の更なるオープン化への参考にはなと思うのですが、稼働率の低い地域の公民館を児童館として開くことは移動手段が限られている子どもたちにとって身近な存在になると思います。遊び場だけでなく、自習室としても機能すると想像します。	1件 (1人)	案のとおりとします。	稼働率の低い地域の公民館は、自治会が所有する公民館等を指しているものとしてお答えします。 自治会が所有する公民館等を子どもたちが自由に使えるようになることは大変重要なことであると考えていますので、「地域お茶の間創造事業」や「自治会パートナーシップ交付金の子どもの居場所づくり事業」などを活用して子どもの居場所づくりを是非進めていただきたいと考えています。 なお、御意見いただきました地域が所有する公民館を市の児童館として利用することはできません。先進事例がありましたら、情報提供いただければと思います。
20	・p52のNo.8 こどもの生活習慣や規律意識とあるが、学ぶべきは大人だと思います。「子供」の一文を削除もしくは、子供だけでなく市民のと書き加えるかしていただきたいです。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	御意見のとおり、生活習慣などの問題は子どもたちだけの問題ではないと思っています。人権総合センターでは、子どもと保護者が共に参加できる体験事業を通じて、生活習慣等を育む取組を引き続き実施してまいります。 なお、本計画p52のNo.8について以下のとおり修正します。 ～提供することで、 <u>子どもや回りの大人たちの生活習慣や規律意識等を育む取組を実施します。</u>
21	・p53のNo.14 乳幼児と触れ合う機会を実施してほしいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	保育所や認定こども園の乳幼児と中学生、高校生との交流を職場体験の機会を通じて行っています。隣接する園と中学校が合同で避難訓練を行っている地域もあります。今後も乳幼児と触れ合う機会が増えるよう努めてまいります。 また、コロナ禍で人と触れ合う機会が減りましたが、異年齢との交流は、心情面での成長が大きく、とても有意義な取組だと考えていますので、積極的に乳幼児との関わりを増やす取組を行いたいと思います。
22	・p53のNo.18 スポーツ施設の充実も大切ですが、既存公園でスポーツ（野球も）できる旨を明記してほしいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	市が管理する既存の公園については、p51のNo.1に記載しています。近年、全国的に野球等のボール遊びができる公園が減ってきていると聞いていますが、市内のボール遊びを禁止した公園の有無について把握していません。また、自治会が管理されている公園も多数あり、市が管理・使用方法について明記することはできかねます。
23	・p55のNo.3 青少年健全育成 市内のコンビニから有害図書の撤去、販売禁止もしくは陳列禁止に向けての取り組みを明記してほしい。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します	御意見を踏まえ、少年センターの各種事業のかっこ内を次のとおり修正します。 <u>(非行防止・薬物乱用防止を目的とした啓発活動、有害図書等の販売店に対する立入調査等の有害環境浄化活動、街頭補導活動、無職少年等の自立・就学・就労支援活動、少年補導委員活動等)</u>
24	・p56のNo.7 通学路の安全確保 通学路と面したところに、瓦が落ちかけていたり、半崩壊している建物があったりします。安全確保の為の解体について明記してほしいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	通学路の安全確保のために、道路管理者をはじめ、関係部署と連携してまいります。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
25	・p56のNo.9 安全・安心なインターネット利用に向けての取組について 実際に被害を受けた子どもが安心して相談できる環境を整備し、専門の相談窓口や支援機関へのアクセスを確保する旨を明記してほしい。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	多くの子どもたちは、被害を受けた時の相談やインターネット上の問題のみならず、多くの心配ごとの相談をどこにすればよいのか分からないのが現状であると認識しています。このことから、「市公式ウェブサイト」や「スマホ・ネット人権教室」などを通して、相談窓口を周知していきたいと考えています。御意見を踏まえ、被害にあったときの相談先について、p56のNo.9に以下の文章を追加します。 ～利用に関する教育および啓発を行います。また、被害にあった子ども・若者の相談窓口やインターネット上でのトラブルなどの相談窓口について市公式ウェブサイト等を通じて周知に努めます。
26	・p58のNo.5 産後訪問指導の充実 政治家・官僚・専門家によって作られた指導内容だけでなく、長年現場で培われた助産師さんからのアドバイスや相談する機会の創出について明記してほしい。	1件 (1人)	案のとおりとします。	妊産婦等が助産師への相談等に利用できる「まいべびサポートクーポン」(1万円分)を交付し、専門家や他の子育て家庭とつながる機会を提供し、産前産後の相談や交流活動を支援しています。当該内容はp59のNo.9, No.10に記載しています。
27	・p59のNo.9 出産・子育て応援事業 大津市も取り入れている「子育てシェア」サービスと提携してみては？	1件 (1人)	案のとおりとします。	当該サービス提携の予定はありませんが、市が米原市社会福祉協議会に委託して実施する、育児を相互支援するファミリー・サポート・センター事業等を通じて子育てを応援する環境の構築に取り組んでいます。
28	・p61のNo.8 インクルーシブ教育が前提であることを追記してほしい	1件 (1人)	案のとおりとします。	互いに認め合い、全ての子どもの育ちを尊重する保育を今後も行いながら、特別支援を必要とする子どもの育ちを支えていきたいと考えます。 なお、インクルーシブ教育については、p81のNo.7に記載しています。P61のNo.8にも記載すると、取組の内容が混在してしまうと考えていることから、現行のとおりに記載内容とさせていただきます。
29	・p61のNo.9 ニューロダイバーシティの尊重について明記してほしい	1件 (1人)	案のとおりとします。	園・小中学校の教育活動を通して、一人ひとりの多様性に配慮することや集団の中でお互いを尊重し合う態度など、人権を大切に育む心育成に取り組んでいきます。 また、社会性を身に付けることや、ルールを守ること、無理強いすることではなく、必要性を感じ学ぶ中で身に付けていくことであることを周知し、保育の中で共に学びあうことができるような取組を行います。 なお、「社会性を身に付けるための支援」については、基本的な生活習慣やマナー等を身に付けていただくための支援であることから、多様性の理解・尊重に関する内容とは分けて記載する必要があると考えていることから、現行のとおりに記載内容とさせていただきます。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
30	・p61のNo.10 民間のシェアスペースで開催されている同様の催しの補助・協働について追記してほしい	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	民間のシェアスペースでどのような催しを開催されているのか、まずは把握に努める必要があると考えます。関係機関や民間団体との協働等は大変重要ですので、御意見を参考に以下のとおり修正します。なお、補助・協働を図る趣旨を連携として表現しています。 ～活動に参加できる環境を整備します。 また、各種講演会や広報、リーフレットを活用して家庭の教育力の向上に努めるとともに、関係機関や民間団体と連携し、必要な情報提供等を行います。
31	・p61のNo.11 企業の協賛によるのか、食育授業後に提携企業から商品が提供されているのは問題だと思う。企業のセールスにならないよう厳格に定めることを追記してほしい	1件 (1人)	案のとおりとします。	健康づくり課が実施する小中学校の出前授業では、企業からの商品配布は行っておりません。 他にこのような事例があるか把握できていませんので、どのような事業をさすのか具体的にお教えいただければと思います。
32	・p61のNo.13 無償化の声もありますが、米原市の学校給食の評判はとても良いです。親子して現在の給食の在り方を喜んでいます。無償化に伴い質が悪くなったり量が少なくなったりしている学校の話も聞きます。それでは本末転倒ですので、現在の内容を維持していただきたいです。もし無償化にする場合は、基本無償でありながら、払いたい人はこれまで通り払うことができるだけでなく、上乘せして払うことも可能とし、量と質の確保のために市民や企業からも協賛金を募る等して、給食の質を落とすことなく子供達がお腹いっぱい食べられるようにしていただきたいです。将来的には地場産物の増量とオーガニック化を目指す旨も明記してほしいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	学校給食の実施に要する経費のうち、従事する職員の人件費や、施設設備の維持管理費等の運営に係る経費は市が負担することになっていきます。本市においては、栄養バランスのとれた魅力のある安心安全な給食を提供するため、給食食材の物価高騰による値上がり分についても緊急的に市が負担し、ているところです。学校給食については、保護者の負担をできる限り軽減できるよう多くの経費について市が負担していることから、食材費のみを保護者の皆さんに負担いただいております。無償化については、国においても検討が進められているところであり、その情報収集に努めるとともに、これまでから取り組んできた市の様々な子育て支援策と併せ、研究を重ねてまいりたいと思います。 また、オーガニック食材について、本市では地元産食材の購入を積極的に行っておりますが、近年の気象条件や生産コストの高騰から、地元産食材であってもその確保に苦慮している状況です。オーガニック食材については、学校給食で使用できるだけの生産がなく、現段階では使用できない状況にあります。地元産の農産物をはじめ給食で使用する食材については、栄養士が食材の成分や産地などを確認した上で使用することで、安全性の確保をしています。近隣で、学校給食に必要な供給量が見込めるような状況になれば、検討したいと思います。
33	・p62 5 郷土を愛する心情を養います、の一文を削除してほしいです。発見する機会を提供します、で十分だと思います。積極的に参加という表現は、こどもを受け身にする視点だと思います。参画という言葉を用いる等、こどもの自発性や内在的動機を重視した取り組みの提供を明文化していただきたいです。主体性のないシビックプライドは自己矛盾しておりあり得ないと思います。	1件 (1人)	案のとおりとします。	各学校・学区において、地域の様々な方の参画を得て地域の豊かな自然環境や歴史・文化を活用した体験活動や探究学習を行う中で、児童生徒はふるさとのよさを学び、実感しています。また、地域の行事に参加することが、「地域の一員として自分たちに何ができるか」「地域を今後どうしていきたいか」と考えるきっかけとなり、地域の行事のボランティアやジュニア民生委員の活動につながったり、地域の行事に子ども目線でアイデアを伝える姿も出てきています。今後も、地域の様々な活動に参画できるよう目指します。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
34	・p65 施策の方向性 インターネット、SNSについても追記してほしい。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	御指摘のとおり、インターネットやSNSなどは、使い過ぎが子どもの生活リズムの乱れや不健康につながることやいじめ等を引き起こすことなど、多くの問題があることから、基本施策4に関わると認識しています。しかし、p55の基本施策3「子ども・若者の安全・安心を守る取組の推進」の施策の方向性に、子ども・若者や保護者に対する、インターネットやSNS等の適切な利用に関して掲載するとともに、p56のNo.9にも、インターネットやSNS等の利用についての取組を記載していることから、現行のとおりとします。
35	・p70のNo.1, 2, 3, 4 小中学生の意見もふまえ、匿名のオンライン掲示板やディスコード、メタバース内で匿名で相談できるようにするとか、マイクラフト内で匿名相談所を作るとか、今の時代、今の子供達に合わせた仕組みを追記してほしい。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	子どもにとって様々な相談場所があることは大変重要であると考えています。国や県や様々な機関が相談窓口を開設している状況があります。学校教育課では、米原市不登校・いじめ相談電話を開設し、児童生徒本人からの相談を受け付けています。
36	・p66 5 フリースクールの補助 現在は「利用者に対する補助制度」のみですが、「運営者への補助」も必要だと思います。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	不登校となっている児童生徒には選択肢の一つとして「みのり」「ステップ・フォワード・プログラム」などの学校以外の居場所を提供しており、民間フリースクールを利用する場合はその保護者に対しては利用料の補助を行っている。フリースクールの運営に対する補助は考えていません。
37	・以下はページ指定のない計画案全体についての感想なのですが。 こども家庭庁が推進している「こどもアドボカシー」導入についての一文を挿入していただきたいです。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	御指摘の「こどもアドボカシー」導入の追加についてですが、「こどもアドボカシー」とは、子どもが意見や考えを表明できるようにサポートすることであると認識しています。児童福祉法の改正により、令和6年から児童養護施設や一時保護施設の子どもたちへの措置を検討する際、子どもの意見を聞くことが都道府県の役割として位置付けられています。また、こども基本法に「全てのこどもについて、意見を表明する機会および多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」が明記されました。 これを受けて、本計画には「こどもアドボカシー」の記載はありませんが、p50のNo.6に、「子ども・若者の意見表明機会の確保」として、子ども・若者が意見を表明できるよう取組を進めることを記載しており、アンケートやワークショップなど、様々な手法で意見を聴く機会の充実を図るとともに、子供の意見を尊重することの重要性やその方法について、啓発等を進めてまいります。
38	・教育に関することと言えば、台湾の元デジタル大臣オードリータンが、リテラシー教育よりもパーパスベースの教育を重視して功を奏していると言っています。昔ながらの暗記型から考える方向へと文科省も言っていますし、インターネットリテラシー教育としてフィルターバブルやエコーチェンバー、ディープフェイクの怖さとかを伝えるのも大切だけど、何が大事でその大事なものをどうすれば守っていけるかを子供と先生だけでなく大人も交えて学ぶ教育の仕組み、その方向性を明文化して取り入れてほしいです。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	p56のNo.9の「安心・安全なインターネット利用に向けての取組」において「学校や家庭でGIGA端末を利活用することで情報活用能力の育成や情報リテラシーの習得支援を行う」としています。情報活用能力の一つに情報モラルも含まれます。情報モラルの大半が日常モラルに関することであり、情報モラルの判断に必要な不可欠な節度・思慮・思いやり・礼儀・正義・規範といった日常モラルについて指導しています。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
39	・イタリアのレッジョエミリア市では、「まちが子どもを忘れてはならない」とまちぐるみの子供観が共有されています。 米原市の「夢育み、笑顔あふれる米原市 こども若者と共に光るまち」というのは、わかるようでわかりませんでした。むしろちょっと気持ち悪いという印象で、スローガンよりも文章で簡潔に方向性を示してほしいと思いました。 レッジョエミリア市では「親には、過剰な干渉をすることなく、子育て家庭に無限に降り注ぐ責任を社会的に分かち合ってくれる拡大家族が必要だ」と説かれているそうです。市民向けに計画を発表する際には取り入れて欲しいビジョンと、文章表現だと思っています。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	米原市こども計画の基本理念である「夢育み、笑顔あふれる米原市 こども若者と共に光るまち」は、本計画が「米原市次世代育成支援行動計画（平成22年度～26年度）」、「米原市子ども・子育て支援事業計画（第1期：平成27年度～31年度、第2期：令和2年度～6年度）」を引き継ぐ側面も併せ持つ計画であることから、本市におけるこれまでの取組を踏まえつつ、さらに強化、充実を進める観点から、継承することとしています。また、米原市子ども条例の理念とも整合を図っています。 これらのことから、本計画の基本理念は、これまで本市が行ってきた取組を継承し、さらに子ども・若者と子育て家庭の権利が守られ、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活を送ることが出来る「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組を進めていくうえで大切に守っていく必要のある理念であると認識しており、目指す方向性が市民に伝わるよう周知に努めてまいります。
40	・全体的にこどもに求めすぎている印象です。障害分野で言えば医学モデル的視点だと感じました。しかし、現在は社会モデルがスタンダードですし、SDGsを意識した内容に変えてほしいと思いました。こどもを変えようとしている印象は言葉選びからきているのかもしれませんが。変えるべきは私たち大人の意識や価値観だと思っています。環境が変わればこどもたちはのびのびと幸せに育ち、自ずからシビックプライドも意識していくのではないのでしょうか。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	いただきました御意見のとおり、大人は「子どもだからこうあるべき」と大人の考え方や価値観を子どもに押し付けがちです。しかし、大切なのは、子どもが自分で考え、自分で決める手助けをすることであり、そのため、大人の意識や価値観を変えることのできる柔軟性は大変重要であると認識しています。各種の取組・事業の実施に当たっては御指摘の点に配慮して取り組むよう努めてまいります。 また、子どもを変えようとしている印象とならないような言葉選びについては、次期計画策定時の参考とさせていただきます。
41	・計画書の書き方については、石川県加賀市の子ども子育て支援事業計画がわかりやすかったです。特にp48 施策の体系は真似していただきたいと思いました。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	いただきました御意見は、次期計画策定時の参考とさせていただきます。
42	・柏原小学校をイエナプラン校にしていきたいと思います。広島県の常石小学校が参考になります。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	「一人ひとりを尊重しながら自律と共生を学ぶ」ことを大切にしておられるイエナプラン教育と学び方の違いはありますが、米原市も「ともに学び、ともに育つ」「自分も人も大切にすること」を大切に教育活動を推進しています。
43	・p49のNo.1 パンフレットやホームページ、講座等を通じて情報提供、啓発を行うとありますが、啓発冊子やパンフレット等は、もらった側は煩わしく感じる事が多く、目を通すのは元々関心を持った人が大半になることが予想でき、そこに予算を割く必要性を感じません。また市のホームページは基本的に単調な文字情報ばかりで見づらく、デザインを変えたり動画コンテンツを増やすなど、大きな刷新をしない限り、そこに挙げられた情報に市民がアクセスすることは珍しく、効果は薄いでしょう。ひとまずパンフレットという文言は削除すべきかと。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	子ども・若者の権利を普及・啓発する手段の一例としてパンフレットをあげています。子どもの権利については、まだ認知度が低いことから、本計画の概要版を含め、あらゆる手段を用いて、幅広く周知していくことが重要であると考えており、案のとおりとさせていただきます。 なお、紙媒体による啓発が大変重要であるといった異なる御意見もいただいております。パンフレットを用いた啓発が必ずしも効果が薄いとは考えておりません。パンフレットに限らず、あらゆる手段を用いて普及・啓発を行っていく必要があると考えていますので、今後も建設的な御意見をいただければと思います。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
44	・ p49のNo. 2、p49のNo. 3 研修とありますが、その内容が、職員の方々にとって一方的で退屈なものになってしまわないかを危惧します。多忙な中、半ば強制的に受けさせられる研修は、その人自身の時間を奪うことになることを考慮し、職員の方々が個人的に感じておられる悩みや問題も引き出せる、参加型の内容にすることで、より能動的にその内容を受け入れやすくなるのではないのでしょうか。具体的には、”研修を参加型のものにする”ということ を明記することを提案します。 またこれは啓発、学習機会という言葉にも当てはまり、どちらも一方的な情報発信で終わるのではなく、何らかの形でコミュニケーションや共同、対話が生まれる機会にしていく必要があると思います。	1件 (1人)	案のとおりとします。	御提案のとおり、一方的な研修は、職員自身が自ら考え、自分事として捉える研修となりにくいと思います。常に、自分自身に置き換えて、日頃の自分の行動を振り返ることができるような研修を計画し、取り組むことができるようにしていきたいと考えます。また、既に、グループで意見交換しながら、人権意識を高める研修を行っている園もありますので、今後も園の関係職員、一人一人が自らを高めることができる研修を目指して取り組んでいきたいと考えています。 また、今年度の教職員向けの研修会では、中学校の実践事例の発表をしていただき、それを題材に小グループで各学校での実践事例や人権教育についての思いや悩みを交流する場を設定しました。例年、各校が交流し、対話ができる場を研修会の中で設定をしています。今後も、教職員が主体的に研修できるように、研修内容の工夫を続けていきたいと考えています。
45	・ 基本施策2の居場所作りと絡めて、シニア世代と若者が共同で既にある施設を自分たちの居心地の良い環境にリノベーションしたり、危険度の低い河川の周りを草を刈るなどして遊びやすく整備したり、すでにある環境を整え、活用していくことはできないでしょうか。	1件 (1人)	案のとおりとします。	子どもが安心して遊んだり、くつろいだりできる居場所づくり、子育て世代とシニア世代を中心とする地域との交流等については、大変重要であると認識しており、本計画では、P51のNo.3「身近な遊び場等の整備」として掲載しています。今ある資源を活用して子ども・若者の居場所が遊び場が増えるよう努めてまいります。
46	・ p51-52 既存の施設を開放して、居場所作りをしていくことはとても良いと思います。ここにさらに、”それら開放中の施設の利用可能日時など詳細を、web、紙媒体でまとめたものを作成し、必要とする人に情報が届きやすくする”といった文言を付け加えることを提案します。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	本計画のp70のNo.4に「子育てに関する情報発信の充実」として、市の取組を掲載しています。市が作成し発行している「米原市子育て応援ガイド」には、保育サービスや母子保健事業の紹介、各種相談先の紹介のほか、親子で遊ぼう出かけようと題して、市内の公共施設・子育て応援施設・子育てサークル・子どもたちの居場所等の紹介をしています。この応援ガイドは、紙媒体での配布とともにWeb版も作成していることから、必要とする方に情報が行き届くよう努めてまいります。 御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「保育サービスや母子保健事業の紹介、各種相談先の紹介、子どもたちの居場所等の紹介等、子育てに必要な情報が分かる情報誌「米原市子育て応援ガイド」を発行します。各庁舎窓口等への設置や新生児訪問時や各種検診時に配布するとともに、電子書籍版を作成し、子育て世代に幅広く情報が行き届くよう情報発信の充実を図ります。」
47	・ p62-64 教育の中に、遊びの大切さを語る文言がないことが気になります。 現在小学4年生の娘は、6時間授業がある日には下校後友人と遊ぶ時間がほとんどなく、宿題等学校から課せられたものをこなすだけで時間が過ぎてしまうということがよくあり、この状態に疑問を持っています。 教えられることだけできるようになっても、その中には自分で行動選択する余地がなく、その能力を育めないことは問題ではないでしょうか。詰め込み教育にしないという配慮、子供側の選ぶ権利を尊重したカリキュラム作りが必要であると考えます。	1件 (1人)	案のとおりとします。	予測することが難しい時代においても、自ら課題を見つけ、あらゆる他者と協働しながら課題を解決することができるように、子どもたちが「もっと知りたい!」「やってみたい!」「できるようになりたい!」という気持ちをもって自ら学びに向かう姿を大切にした保育・授業を大切にしています。家庭学習については今後も学校の取組がご家庭に伝わるように工夫することや、より効果的な内容や方法を検討してまいります。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
48	・啓発や出前講座について書かれていて、その内容には賛成するのですが、それをすることで子供たちの自由な時間が今以上に奪われることを懸念します。関連する教科の授業のコマとして組み込む、その分学校行事を少なくするなど、学校側との綿密な調整が必要と考えます。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	御指摘いただいた、p64のNo.14「次世代を担うための教育の推進」の啓発や出前講座についてですが、本事業は、18歳選挙権が導入されたことに伴い、児童の政治的リテラシーや政治参加意識を育むため、主に中学校で実施しているもので、生徒会選挙前に出前講座を実施したり、生徒会選挙を実際選挙用具を使って模擬投票を体験するといった事業です。 事業実施に当たっては、生徒会選挙の時間を活用するなど、学校側と綿密に調整して実施しており、子どもたちの自由な時間を奪っているとは考えておりません。
49	・美術、音楽、技術、家庭科など文化的、技術的な専門教科は、小学校でもその教科の専任講師が担当すべきだと思います。 多忙な小学校教員が、専門的に学んだことのない専門教科を教えたり、評価することは難しいはずで、それが妥当な指導内容、評価になっているのか疑問です。また、専門技術を持った人材を地域の中から見つけ出せると、地域の雇用創出にも繋がるのではないのでしょうか。地域の中から専門技術を持った人材を発掘、起用することを積極的に行うことを提案します。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	いずれの教科においても学習指導要領に基づく指導と評価を実施しております。また、一部の教科で小学校中・高学年において、教科担任制を実施し、専門性をもった教員によるきめ細かな指導の充実を目指します。このほか地域の方との学習をコミュニティ・スクール事業で実施している学校もあり、こういった機会を通して専門的な技術をもっておられる方とつながりを持たせていただく機会としていきたいと考えています。
50	・ p 51 基本施策 2 居場所づくり、多様な遊びや体験活動の充実の取組・事業 「No. 1 子ども・若者が集まる地域の居場所づくり」と「No. 5 子ども・若者の居場所・子育て支援の拠点づくり」として、0歳から18歳までの全ての年代の子どもと若者が利用できる室内施設も完備した児童館機能をもつ居場所が必要だと考えます。現在市内には児童館がなく、中学生・高校生の居場所となる施設がほとんどありません。（市役所市民活動スペースは高校生が集まっていると聞かしていますが。）また、昨今の夏の異常な暑さを考えると、屋外で子どもたちが安全に遊ぶことができません。なので、公園整備だけでなく、室内施設の整備も必要だと考えます。そして、児童館の機能を持つ施設には、専門職員を常時配置し、子ども・若者の居場所へのサポートやネットワークづくりなど子育て支援の中心的な役割を担う場所にしてほしいと考えます。その際、必ずしも新たな建物をつくる必要はなく、既存の建物を活用していただきたいと思います。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	アンケート調査等においても、幅広い年代が利用できる児童館や天候に関係なく遊べる場所についてのニーズが高く、今後検討が必要で重要な課題となっています。今のところ児童館設置の計画はありませんが、既存の公共施設の中で、子どもや若者が集える施設や居場所として活用できる施設がないか、他部署とも連携しながら調査・検討してまいります。 なお、本計画には、p52のNo.6「公共施設の開放と充実による居場所づくり」として取組を掲載しており、小中高校生に多く利用いただいている市役所本庁舎の市民交流エリアのさらなる活用とともに、その他公共施設の活用についても検討してまいります。
51	・ p58, 59 基本政策 1 母子保健の推進について、「No. 7 産後ケア事業」と「No. 9 出産・子育て応援事業」として、「まいベビサポートクーポン」が交付されていますが、現在対象となっている心身のケアと育児サポートの他に、食事（栄養）や家事サポートにも利用できるようにしてほしいです。出産後、授乳や赤ちゃんの世話の合間に、3食の食事準備などの家事負担は大きいので、食事や家事サポートは、子育て家庭の経済的負担や特にお母さんの身体的負担の軽減につながると考えます。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	「まいベビサポートクーポン」については、助産師等の専門家や他の子育て家庭とつながる機会を提供することを目的としております。御意見は、今後の施策を検討する上で参考とさせていただきます。
52	・ p 71 基本施策 1 子育て相談や支援の充実 「No. 7 子ども・子育て支援環境の充実」について、『授乳室（搾乳室）』をいれていただきたいと思います。早く小さく生まれた赤ちゃんのお母さんは、NICUに入院中の赤ちゃんに母乳を届けるため、毎日搾乳をしています。外出時にも搾乳する必要がありますが、搾乳できる場所が限られております。また、早くに職場復帰したお母さんも職場等で搾乳をされている方もいます。米原市役所では本庁舎ベビールームの紹介HPに、『授乳・搾乳』の文言を入れてくださっています。	1 件 (1 人)	御意見を参考に案を修正します。	いただいた御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、授乳室・搾乳室やキッズスペース、優先駐車スペースなどの子育て応援設備の整備を推進します。」

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
53	・子どもの権利と人権について 該当箇所：P49 No.2,3, など 意見：子どもの権利を守ることを基本目標にしているにもかかわらず、なぜ子どもの人権としか表記されない取り組みがあるのか。すべて、『子どもの権利』とし統一すべきではないのか。 理由：子どもの権利と人権は異なるものです。人権を守ることが子どもの権利を守ることに繋がらないことがあります。社会において弱い立場におかれる子どもたちの人権を守るために子どもの権利を社会として尊重することが求められています。 とくにNo2では子どもの人権を守りとなっており、ここは子どもの権利であるべきです。子どもの権利と人権では概念が全く違うこと、人権を守ることでは権利を守ることに繋がらないという観点から整理する必要があると考えます。	1 件 (1 人)	御意見を参考に案を修正します。	「子どもの権利」については、子どもの権利条約で示され、こども基本法にも取り入れられている考え方に基づき、子どもが権利の主体であると同時に、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な子どもならではの権利という趣旨で用いています。 また、人権については、大人も子どもも同様に保障される権利として、基本的な人権教育や人権研修に関する取組については、これまで同様に取り組んでいくという趣旨で「人権」を用いています。 計画においては、「子どもの権利」と「人権」の言葉の使い分けは必要であり、御指摘のとおり、「子どもの人権」とは別に「子どもの権利」についても明記する必要があることから、以下のとおり、修正します。 (p49のNo.2) また、関係機関が連携して、子どもの人権や権利を守り、子ども自身の人権感覚を育てます。 (p49のNo.4) 広報紙、人権を考えるつどい、人権の花運動、人権教室等の様々な啓発の機会を通して、子どもの人権や権利について意識の啓発や学習機会の提供に努めます。
54	・こどもの権利擁護機関の設置を 該当箇所：P49 意見：子どもの意見表明の機会や広聴活動はあるが、こどもの権利擁護についての記載がなく、その実質化のために「こどもの権利擁護機関」設置をめざすことを書くべきでは 理由：子どもの権利を考える上で重要な「権利擁護」を具体化する項目が計画には見当たらない。権利侵害は「理解不足」によるものではないし、権利侵害状況に対する是正を実施する機関を設けておかないことには、権利擁護は実質化されない。理解を促進すると同時に守る機関が必要。とくに、18歳以下の児童期であれば、児童福祉法の対象になることもあり、児童相談所その他で対応しうる部分もあるが、18歳を超える青年期において、その権利擁護を進める回路は見出しづらく、支援の「谷間」に陥りがちである。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	子どもの権利救済機関として、滋賀県では令和7年度から、「滋賀県子どもの権利委員会」を設置されます。また、子どもの権利侵害の救済に向け、滋賀県子どもの権利委員会の運営や相談体制等を整備するため、子ども若者部の中に新たに「子どもの権利室」を設置されます。 本市の子どもの権利の救済に当たっては、まずはこの「滋賀県子どもの権利委員会」や「子どもの権利室」と連携してまいります。 本市に子どもの権利救済機関としての第三者機関を設置することについては、国の動向を注視するとともに、他市町の先進事例を研究していきたいと考えております。
55	・広域での遊び場などの整備は必要ではないか。 該当箇所：P51 No.1 意見：小学校区単位など自治会よりも広域での遊び場整備が必要である。 理由：「自治会単位での遊び場などの整備も必要であるが、自治体でいま子どもの居場所をつくる人的余裕があるとは考えにくい。また、自治会とすると、公民館など居場所を作る施設に限られてくる。小学校区とすることで、市の施設で使われていない施設や稼働時間のすくない施設での遊び場づくりや、多様な人的資源が関われる可能性がある。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	p51のNo.1の取組ですが、市が管理する都市公園や遊び場等の維持管理等について記載したものです。 御指摘いただいたとおり、小学校区単位など自治会よりも広域での居場所の確保は大変重要であると考えていることから、既存の公共施設の中で、子どもや若者が集える施設や居場所として活用できる施設がないか、他部署とも連携しながら調査・検討してまいります。
56	・子どもの権利を守るまちづくりへ 該当箇所：P52 No.8 意見：子どもの規律意識などを育む取り組みと、人権のまちづくりの関係がわからない。 理由：子どもたちを支える人権のまちづくりをすすめるにあたって、なぜ生活習慣や規律意識などを育む必要があるのでしょうか。ここに子どもの意見や思いは含まれていないように感じます。もし、このままです計画を実施するのであれば、生活習慣や規律意識などをはぐくむ取り組みの実施が、なぜこども若者を支える人権のまちづくりにつながるか、説明をお願いします。	1 件 (1 人)	御意見を参考に案を修正します。	「規律」とは、「相手を思いやる心や感謝の心」という意味で用いています。この意識を子どもや保護者が育むことにより、誰もが互いを尊重することができ、人権のまちづくりを進めることができると考えています。 なお、本計画p52のNo.8について以下のとおり修正します。 ～提供することで、子どもや回りの大人たちの生活習慣や規律意識等を育む取組を実施します。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
57	・被害にあったときの対応の必要性 該当箇所：P56 No.9 意見：防止活動だけではなく、被害にあったときに、すぐに相談できる窓口や対応方法を教えるべきです。 理由：防止活動によって、その危険性などを伝えることは重要です。しかしながら、実際に高校生とお話をしている、悪いことだと教えられたことを自分がしてしまったと思うと、親やまわりの大人に相談できないと言っています。防止だけではない、取り組みが必要であり、その点を計画に触れておくべきだと考えます。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	多くの子どもたちは、被害を受けた時の相談やインターネット上の問題のみならず、多くの心配ごとの相談をどこにすればよいのか分からないのが現状であると認識しています。このことから、「市公式ウェブサイト」や「スマホ・ネット人権教室」などを通して、相談窓口を周知していきたいと考えています。御意見を踏まえ、被害にあったときの相談先について、p56のNo.9に以下の文章を追加します。 ～利用に関する教育および啓発を行います。また、被害にあった子ども・若者の相談窓口やインターネット上でのトラブル等についての相談窓口について市公式ウェブサイト等を通じて周知に努めます。
58	・法教育などの推進について 該当箇所：P56 No.10 意見：「消費者教育」と「金融教育」のみが言葉で並んでいますが、「法教育」も必要ではないか。 理由：消費者教育などの推進についてトラブルに巻き込まれた際の対応方法などは、法教育とも関連してきます。法教育における課題も計画で示しておくことが、重要になってくるのではないかと考えます。	1件 (1人)	案のとおりとします。	消費生活に関連する法令は、契約や取引、被害回復に関するものなど多岐にわたりますが、全ての消費行動は、当然、法による規定に基づくものとなります。したがって、消費者教育には、消費生活に関係する法令の教育も包含されており、消費被害の未然防止や被害の回復を図るためには、法令根拠が不可欠ですので、あえて「法教育」とは明記していませんが、合わせて取り組んでいくべきものと考えております。
59	・青年期以降の障害者青年へのサポートを追加 該当箇所：P80 No.3 意見：現状で並べられている施策は、いずれも学齢期までのものであるが、青年期・若者期の「就労移行支援・継続支援」や「日中活動系サービス」、「生涯学習・余暇活動」の充実なども項目に入れるべきではないでしょうか。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	障がいのある青年・若者期の市民に対する支援等については、第4期米原市障がい者計画において分野別目標として掲げています。しかしながら、御指摘のとおり、本計画には青年期・若者期の取組がありませんので、P80のNo.3の取組に以下の文章を追加します。 ～放課後等デイサービスの充実を図ります。 また、青年期以降も住み慣れた家庭や地域で自立した暮らしができるよう、就労移行支援や継続支援、日中活動の場の確保など、個々の能力に応じた社会参加や生活支援策の充実に努めます。
60	・自殺企図者で支援を求めない子ども・若者へのサポートを追加 該当箇所：P65 No5 意見：自殺企図者であっても本人が支援を求めないと、自治体などのチームで支援することが難しいです。それによって、本人だけでなく、まわりで支える家族など一部の人がケアを担うことになり疲弊することがおきます。いまの制度では公的に支援できないけれど、支援が必要な人たちへの支援について、考えていくことは自殺者を減らす上でも重要ですので、計画で触れる必要があると考えます。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	御指摘のとおり、悩みを抱える人に寄り添える人材養成が重要であるため、以下のとおり、必要な表現を追記します。 また、悩みを抱える人に寄り添い、必要な支援につなぐ役割のゲートキーパーを養成します。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
61	・支援の必要性に該当しない子どもなどの支援 該当箇所：P78 意見：市として支援の必要性に該当しない、また該当するが支援を求めない人たちへの支援をどう行うか。民間団体、市民活動団体の活動が重要になってくると考えます。計画を見ても、行政以外の取り組みについて書かれていないように感じるので、民間団体などとの連携を記載してはどうでしょうか	1 件 (1 人)	御意見を参考に案を修正します。	支援の必要性に該当しない子どもや支援を求めない子どもたちを、この計画では「困り感を持った子ども」としており、必要に応じて、これらの子どもたちの把握や支援の働きかけを行うため、学校、福祉機関、医療機関等が連携し、包括的な支援体制の強化に務めることとしています。御指摘のとおり、民間団体等との連携も重要と考えますので、P78のNo.1について、以下のとおり修正します。 「～適正な支援につなげるため、学校、福祉機関、医療機関、民間団体等が連携し、～」
62	・子どもの権利について 該当箇所：P3 意見：米原市の子ども条例においても、子どもの権利がどういうものか、市としてどう守っていくかなど昨今の他市などの子ども権利条例などと比べても子どもの権利について記載が十分でなく、それを根拠として本計画がつくわれていることは本計画における根本的課題になると考えます。 個別の内容についても、子どもの権利について本市において条例などで明確に上記の点などを触れられていないことから、計画において子どものためになるのかと疑問を感じる点があります。この計画において、根本的な課題である子どもの権利についての記載のない、根拠となる子ども条例を検討していくことを計画に記載できないでしょうか。	1 件 (1 人)	御意見を参考に案を修正します。	米原市子ども条例には、第2条に「子どもの人格と権利を尊重すること」、「子どもの幸せを最優先に取り組む」ことを明記し、子どもの幸せを子どもにとっての最善の利益であるとしています。また、第5条に「大人は次の子どもの権利を守り、子どもの育ちを支援します。(1)命を大切にし、自分を愛し、自分らしく生きること。(2)夢と希望に向かって、健やかに育つこと。(3)守られ、安心して暮らすこと。(4)自分の意見を表明したり、主体的に活動できること」を明記し、子どもの幸せを最優先に考えながら、子ども一人一人の成長を守り育て支援していくこととしています。また、児童の権利条約で提唱されている4つの権利「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」を守り保障することを大人から子どもへの約束として定めています。 このように、米原市子ども条例は、こども基本法施行以前の平成26年4月1日に施行されていますが、子どもの権利についても子どもへの約束としての的確に掲載されていると考えています。したがって、P42の市子ども条例についての説明箇所にその旨を記載しました。 なお、子どもの権利の記載が十分でないので、それを根拠とする本計画が作られることは根本的な課題であるという御指摘は一意見としてお受けいたします。本計画は、市子ども条例第18条に定められた「基本計画と」して位置付けるものですので、条例改正について本計画に記載することはありません。
63	・（計画全体について） 今後5年間の子どもの育ちにおいてとても大事な計画だと考え、今回、パブリックコメントを提出します。しかし、パブリックコメント受付から計画実施までの期間は短いので、多くの意見を取り入れて計画を再考することは容易ではないとも思っています。計画案の策定段階から市民が関わる機会を拡大する、またはパブリックコメント受付の後、十分な期間を設けて計画を練り直す、等の検討をお願いします。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	パブリックコメント制度は、市が決定する前に案を公表し、市民意見を募集することにより、政策形成過程での市民意見の反映と市民参加の推進、市民との協働を目的として実施しています。本計画の策定に当たっては、令和5年度、6年度と2か年をかけて検討しており、ニーズ調査の分析や実施したアンケート調査の集計、各種団体へのヒアリング等に相当な時間を要したことから、計画案としてとりまとめ公表するのが遅くなってしまいました。 いただきました御意見につきましては、次期計画策定時の参考とさせていただきます。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
64	・p49の施策の方向性【基本目標1】 *基本施策1 子ども・若者の意見や権利の保障 ・本計画の冒頭部分で、「子どもの権利」の定義や重要性を明記してほしいです。 ・また、「人権」という用語と「子どもの権利」という用語が混じっていますが、定義を踏まえて明確に書き分けられているでしょうか？ 大人も子どもも等しく持つ「人権」に対し、「子どもの権利」ではさらに、「子どもの意見の尊重」や「子どもの最善の利益」等が強調されていると思います。「基本施策1」に表記されている「人権」はすべて「子どもの権利」に置き換えるべきではと考えます。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	「子どもの権利」については、子どもの権利条約で示され、こども基本法にも取り入れられている考え方に基づき、子どもが権利の主体であると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利という趣旨で用いています。 また、人権については、大人も子どもも同様に保障される権利として、基本的な人権教育や人権研修に関する取組については、これまで同様に取り組んでいくという趣旨で「人権」を用いています。 計画においては、「子どもの権利」と「人権」の言葉の使い分けは必要であると考えていますが、御指摘のとおり、「子どもの人権」には「子どもの権利」が含まれていないことから、以下のとおり、修正します。 (p49のNo.2) また、関係機関が連携して、子どもの人権や権利を守り、子ども自身の人権感覚を育てます。 (p49のNo.4) 広報紙、人権を考えるつどい、人権の花運動、人権教室等の様々な啓発の機会を通して、子どもの人権や権利について意識の啓発や学習機会の提供に努めます。
65	・p49のNo.3 学校教育における人権教育の実施 ・「保護者研修」では、発達障害についてもぜひ取り上げてほしいです。当事者家族が適切に子どもに接していても、周りの保護者や地域住民からの「躰ができていない親」「怒りっぽい子」といった偏見に苦しむ例が多くあります。また、理解はあっても、具体的に本人や家族にどのように接したらよいのか分からない場合もあります。	1件 (1人)	案のとおりとします。	保護者研修については、各学校毎に内容を工夫しながら行っており、おただいております。多様な内容の研修となるよう各校に促していきたいと思っています。
66	・p49のNo.4 人権意識の啓発や学習機会の提供 ・「小・中学校から人権作品（作文、ポスター、標語）を募集し、子どもたちが人権について考えるきっかけづくりとします。」を削除してほしいです。 ・過去の作品を見ても、「きれいごと」や「模範解答」、「正論」のような作品が少なくないと感じています。作品づくりを通して、自分自身を見つめ直し、人権についての内省を深めることができるケースもあるかとは思いますが、なまじ、作品づくりの機会を持つことで、人権問題は「きれいごと」「正論」で片付けるものというような認識に陥らせてしまう危険もあります。 ・“安易なアウトプット”を求め、“分かったような気持ち”で終わらせるのではなく、多様な背景を持った人々と実際に接する機会を増やすことの方が、子どもたちの自覚を高めるためには大事だと思います。現在は、「人権学習」として、例えば障がいのある方を学校にお招きしてご講演いただくような機会がありますが、たいていは1回きりのイベントです。その方々と「友達」になれるくらい、深く接する機会を設けることを検討してはどうでしょうか。	1件 (1人)	案のとおりとします。	本取組につきましては、人権作品を作成する子どものみならず、作品を用いて行う巡回展を通して多くの市民の方に「人権」に触れていただく機会としており、また、作成する子どもたちや関わる皆様が人権作品を作成する過程で人権について考えていただくきっかけとするため実施しています。 人権学習の一つとして、人権擁護委員が講師となり、市内の小中学校児童と交流する人権教育などを実施しています。このように外部の人たちからの話を聞く機会を増やすことで、視野を広げる手助けができるように、今後も、関係課等との連携を図りながら、今回いただきました御意見を踏まえ、引き続き実施していきたいと考えています。
67	・p50のNo.6 子ども・若者の意見表明機会の確保 ・子どもの意見を聞く方法として、「アンケート等」とありますが、「地域の居場所やフリースクール等、子どもが集う場所での聞き取り（子ども自身および居場所やフリースクール等の運営者）」も明記して追加してほしいです。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	本計画を策定に当たり、子どもの意見を聴く取組としてアンケート以外にも、子どもワークショップや関係団体へのヒアリングなども実施しており、今後も様々な手法を用いて子どもの意見を聴く必要があると認識しています。いただいた御意見を参考に、p50のNo.6を以下のとおり修正します。 アンケート調査やヒアリング等の対面などにより、子ども・若者の～

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
68	・p51 基本施策2 居場所づくり、多様な遊びや体験活動の充実 ・「基本施策の方向性」として、「子どもにとっての遊びや休息の重要性」を明確に記していただきたいです。 ・国連の子どもの権利条約第31条には「遊ぶ権利」や「休息する権利」が明記されています。乳幼児にとっても、学童期や思春期の子ども・若者にとっても、「遊ぶこと」「休むこと」は心と体の健やかな発達や社会性の獲得、さらには「生きる意欲」の醸成のために欠かせることができない要素です。しかし現代社会においては、子どもたちが十分に遊ぶための「空間」「時間」「仲間」が不足していると言わざるを得ず、また休息する余裕も不十分で、公的機関および民間団体による取組みが非常に重要です。 ・米原市の子どもたちが「遊ぶこと」「休むこと」を通じて豊かに成長できるような支援の土台および根拠として、基本施策2の冒頭に「子どもにとっての遊びや休息の重要性」を明記いただきますようお願いいたします。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	御指摘いただいたとおり、子どもにとって遊びや休息は大変重要であることから、p51の基本施策2の施策の方向性の冒頭に、以下を追加します。 ● 子どもが、心身ともに健やかに成長することができるよう、安心して休んだ休息をとったり、遊んだりできる居場所づくりに取り組みます。
69	・p51のNo.2 山東幼稚園の閉演に伴う建物・土地の有効活用 ・子育てのための拠点として、ぜひ有効活用をお願いします。 ・具体的な要望としては、「児童館」としての活用を望んでいます。平日、休日ともに開館し、乳幼児から若者世代、保護者が無料で利用できるのがあります。 ・複数の建物や部屋がありますので、「乳幼児親子のための部屋」「走り回って遊べる部屋」「静かに過ごせる部屋」「集中して勉強ができる部屋」「おやつを持ち込んでおしゃべりできる部屋」等、さまざまなニーズに応えられると思います。 ・職員として、保健師、保育士、カウンセラー等の専門家や、子どもの遊びに精通した人（プレーワーカー等）が常駐し、利用者の相談に応じたり、利用者同士をつないだりする機能を果たしてほしいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	「米原市こども計画」策定のアンケート結果や子ども子育て審議会での意見等、市民のニーズを把握するとともに、担当部署だけでなく、全庁的な意見を聴きながら、子育て環境の充実に資する施設として望まれる利活用の方策について、引き続き、調査・研究を進めている段階です。
70	・p51のNo.5 子ども・若者の居場所・子育て支援の拠点づくり ・子ども食堂や冒険遊び場等の運営の支援をぜひお願いします。特に米原市は、冒険遊び場の支援を以前から続けていることが素晴らしいと思います。冒険遊び場は全国各地にあります。行政が支援する例はまだまだ少ない中で、米原市の取組みは「外遊びを通じた子どもの豊かな育ちを支援する」という姿勢の現れと受け止めています。 ・とはいえ、冒険遊び場は、子ども食堂に比べて認知度が低く、また、必要性を感じていても、新規で活動を始め際のハードルが高いと感じられている面があると感じます。冒険遊び場を新規で始めやすくするための支援とともに、既存の活動者が複数の遊び場を運営したり、新規の活動のサポートをしたりするための支援の充実も必要です。 ・また、冒険遊び場支援の担当課に、植樹を担当する課を追加してほしいです。日陰を作り、酷暑の時期にも安心して外遊びができるよう、集落内の空き地に植樹をする際の支援をお願いしたいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	本市では、冒険遊び場の支援として、平成28年度に、開設資金として初年度のみ40万円と運営資金10万円を限度として、3年間助成する「自然に親しむ遊び場整備事業補助金」を創設しました。この補助金を活用して、3か所の冒険遊び場と1か所の水に親しむ遊び場が開設されましたが、その後、諸事情による休止などもあり、現在市内で運営されている冒険遊び場は市内1か所となっています。 今後、事業実施場所の増加が見込めないことから、現在事業実施されている団体のノウハウを継承しつつ、冒険遊び場だけでなく、子ども食堂などの子ども・若者の居場所を含めた補助制度となるよう見直しなどが必要であると考えています。 また、団体への補助金につきましては、市の既存の補助金制度のうち、運営費用には「地域お茶の間創造事業」、また、新規開設および運営費用には、「米原市創業・新事業創出支援事業補助金」があり、また、その他滋賀県社会福祉協議会の「遊べる・学べる淡海子ども食堂」開設支援助成などもあります。市の補助制度を活用されていない団体に対しましては、活用事例などを情報提供してまいります。 植樹を担当する課の追加については、まち保全課が該当すると思われませんが、p52のNo.9の緑の少年団の育成事業等も実施していることから、追加せず案のとおりとさせていただきます。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
71	・p51のNo.5 さらに、「子ども・若者の居場所・子育て支援の拠点」として、「児童館の設置」もぜひ計画に追加してほしいです。上記の「山東幼稚園の活用」と同様、各地域の既存の施設等を活用してもらいたいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	アンケート調査等においても、幅広い年代が利用できる児童館や天候に関係なく遊べる場所についてのニーズが高く、今後検討が必要な重要な課題となっています。今のところ児童館設置の計画はありませんが、既存の公共施設の中で、子どもや若者が集える施設や居場所として活用できる施設がないか、他部署とも連携しながら調査・検討してまいります。 なお、本計画には、p52のNo.6「公共施設の開放と充実による居場所づくり」として取組を掲載しており、小中高校生に多く利用いただいている市役所本庁舎の市民交流エリアのさらなる活用とともに、その他公共施設の活用についても検討してまいります。
72	・p52のNo.8 子ども・若者を支える人権のまちづくり ・「子どもの生活習慣や規律意識等を育む取組を実施します」は削除してほしいです。 ・人権総合センターが体験活動や交流活動の場を提供する際の主目的は「人権を守ること」であって、「生活習慣や規律意識を育むこと」ではないと思います。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	人権を守るとは互いに尊重し合う社会をつくる基盤です。そのために生活習慣や規律意識を身につけることは非常に大切です。自分だけでなく、周りの人の幸せを考えられる人になることが豊かな社会の構築につながることから、生活習慣や規律意識を育むことと人権を守るとは密接に関係していると考えています。 米原市人権総合センターの事業の一つとして、市内の子どもとその保護者を対象に職業観、勤労観、学習習慣、規律支援などを学び体感する「子どもを支える世代間交流事業」があります。子どもと保護者が互いの価値観を知り、子どもが安心して意思表示等が可能な環境づくりを形成することが人権尊重につながると考えています。 なお、本計画p52のNo.8について以下のとおり修正します。 ～提供することで、子どもや回りの大人たちの生活習慣や規律意識等を育む取組を実施します。～
73	・p52のNo.12 環境教育の推進 ・担当課に子育て支援課を加え、さらに施策として、「子どもたちが自然の中で十分に、日常的に遊ぶ機会を持てるようにすること」を追加してほしいです。 ・環境教育のためとして、出前講座やイベント等が列挙されていますが、子どもが自然環境を身近に感じ、保全したいと自ら願うようになるためには、自然の中で十分に、日常的に遊ぶことが欠かせません。 ・市の施策として、全天候型の遊具公園を作る構想があるようですが、「全天候型」の「人工の遊具」は、雨、雪、風、暑さ、寒さといった自然環境や、土、草、木、水、火といった自然物から子どもを遠ざけてしまう側面があります。 ・現在は、「寒いから」「暑いから」「汚れるから」「ケガをするから」等という大人の心配が先に立ち、子どもたちが、寒いからこそその焚火の暖かさを感じたり、暑い時期でも工夫次第で屋外で遊べると体得したり、濡れたり汚れたりといった不快さも気にならないほど集中して遊んだりといった経験をする機会が少なくなっています。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	御指摘いただいたとおり、米原市の自然を生かした遊びや学びの機会は子どもにとっても重要であると考えていることから、p52のNo.12を次のとおり修正します。 <u>まちづくり出前講座や体験型イベント等を通じて、環境にやさしい暮らし方や世界の環境問題を知り、身近な地域の自然の中で遊び、学ぶことで、環境を守り育てる心と行動力を育みます。</u>
74	・p53のNo.14 異年齢交流の推進 ・担当課に子育て支援課を加え、さらに施策として、「地域の異年齢の子ども・若者が日常的に集える場所として、児童館、子ども食堂、冒険遊び場等の取組みを支援する」を追加してほしいです。 ・保育園等での交流活動も大切ですが、年に1回～数回の交流では効果が限られます。そうした事業で出会った異年齢の子ども・若者たちが、さらに地域の居場所で再会できるようにすることで、継続的な関係を育めると 생각합니다。	1件 (1人)	案のとおりとします。	市内小中学校では、たてわり活動の充実を図り、異学年との交流の機会をつくっています。また、小中学校間でも教育フォーラム等で学習の成果を発表し、交流をしています。園の子どもたちと学齢期の子どもたちの交流の機会をについては、今後各学校の教育課程とも照らし合わせながら検討していきたいと思っています。 また、異年齢交流で育まれた気持ちや体験を、地域での活動に繋げることができるよう、関係課で連携をとっていききたいと考えます。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
75	・p53のNo.18 スポーツ施設の充実 ・p53のNo.19 文化芸術活動機会の充実 ・p54のNo.20～23 図書館 ・米原市はこれらの施設や運営が充実していてとてもありがたいです。職員の方も独自にいろいろな工夫をされていて、素晴らしいと思っています。 ・図書館施設については、中高生が休日や放課後に勉強するためのスペースをぜひ整備してほしいです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	子ども・若者に図書館などの公共施設を気楽に利用してもらえるよう、引き続き取組の充実に努めます。 山東図書館と近江図書館では、図書館の本を読んだり、図書館の本で学習するための机と椅子を館内に御用意しています。自習については、山東図書館・近江図書館とも複合施設内にスペースを御用意しています。山東図書館ではルッチプラザ内にスペースを設けており、近江図書館ではかたりベホールを学習室として開放しています（月8日間程度）。利用がまだ多くないので、周知に努めてまいります。
76	・p54 「No.24として追加」 子どもたちが自由に過ごすための十分な時間の確保 ・担当課として、子育て支援課と学校教育課を提案します。 ・施策2の計画により、子どもたちが遊んだり休んだりして自由に過ごすための「空間（居場所や遊び場等）」と「仲間（居場所等で出会える仲間）」の要素は改善すると考えますが、自由に過ごすための十分な「時間」を確保するための施策は含まれていません。 ・「放課後や休日には、子どもが自由に過ごせる時間を十分に確保する」ことを明記し、例えば宿題を見直したり（No宿題Dayを設ける等）、子どもや保護者に対して「十分な時間的余裕を持って遊ぶことの大切さ」を伝えたりする等の取組みを推進すべきだと考えます。	1件 (1人)	案のとおりとします。	遊びは、想像力や協調性、探究心などが育まれます。この幼児期の遊びを通した学びを、小学校における子どもの主体的な学びと接続させていくことを大切にしています。知識の教え込み、詰め込みではなく、子どもたちの自ら学ぶ意欲を高める教育活動を推進します。家庭学習については、より効果的な内容や方法を検討してまいります。
77	・p55 基本施策3 子ども・若者の安全・安心を守る取組の推進 ・p55のNo.3 青少年健全育成 ・「あいさつ運動」や「あいさつ標語の募集」はぜひ廃止してほしいです。 ・あいさつ標語は、上述の人権作品と同様、「模範解答」、「正論」のような作品が多いと感じています。 ・「あいさつをするために待ち構えている人」とあいさつを交わすことが強いられる「あいさつ運動」は、人と人とのコミュニケーションとして非常に不自然に感じます。 ・「運動」によって子どもにあいさつを「させる」発想ではなく、普段から、学校や地域の大人が子どもたちに優しくあいさつするように心がけ、大人自身が「自分は、子どもがあいさつしたいと思ってもらえる存在だろうか」と振り返ることこそが必要だと思います。	1件 (1人)	案のとおりとします。	「あいさつ運動」は、実施から20年近く経過し、学校、園、各種団体とも連携しながら定着しています。実際あいさつする児童・生徒は増え、偶然通りかかった高校生や大人も挨拶を交わすなど地域における人と人との絆づくりの第一歩にもなっていると考えています。 「あいさつ標語」についても大人を含め、毎年1,000人を超える多様な作品の応募があり、厳正な審査を経て、入賞作品を選出し表彰しています。また入賞作品を幟旗にする等、様々な場面で青少年健全育成の啓発等に活用し、その成果も出てきています。それらの地道な取組は着実に青少年の健全育成につながっていると考えています。 御指摘のとおり、あいさつ運動などに頼らず、普段から大人が子どもたちに優しくあいさつするよう心がけることは重要と考えていますが、今のところ、あいさつ運動の廃止については考えておりません。貴重な御意見としてお受けいたします。
78	・p58 【基本目標2】 ・基本施策1 母子保健の推進 ・「母子保健」という用語に違和感があります。母親に限られない内容も多く含まれていますので、「子どもと養育者の保健」等としてはいかがでしょうか。	1件 (1人)	御意見を参考に案を修正します。	御指摘のとおり、安心して出産し子育てができるよう、また、親子の心身ともに健康な生活を支えることを目的としているため、基本施策を、以下のとおり、これに沿った表現に修正します。 <u>親と子の心身の健康づくり</u>

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
79	・ p 61のNo.9 社会性を身に付けるための支援 ・ 「保育所、認定こども園、学校、地域、家庭が連携して指導の充実を図ります」とありますが、生活習慣や社会的ルールを身に付けようという子どもの自発的な意欲は、「指導」によって育まれるのでしょうか。「保育所・・・家庭等が子どもに対して温かく接することで、子どもたちが受容されているという安心感の中で、健康や良好な人間関係構築への意欲を高め、基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身に付けられるように支援します」等の表現はいかがでしょうか。 ・ 「あいさつ運動」で始まる第二段落は削除を希望します。マナーや協調性、思いやり等は、「〇〇運動」や「〇〇活動」に参加して身に付けるものでしょうか。普段の生活の中で、自分を大切にしてくれる人（家庭、学校、その他の居場所）に囲まれていれば、その人との温かい人間関係を継続したいという意欲が生まれ、そのためのマナーや協調性、思いやり等が育まれるものと考えます。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	子どもたちは地域学習や地域のボランティア活動参加などにおける他者との関りの中を通して学んだり成長することも多くあります。家族にとって自分は大切な存在であること、地域の人たちとつても自分は大切な存在であることを実感することで、自分も他者も大切に子どもたちの育成につながると考えます。家族をはじめ、様々な人と関わる中で、温かく見守られながら子どもたちの社会性は養われていきます。今後も、園・学校が連携して米原市の子どもを育ててまいります。 また一緒に生活する中で、社会性やルールを知る機会を大切に、守ることだけではなく、なぜ守るのかという意味と一緒に考え、自らの気づきを元に、社会性等を身に付けることができるよう支援していきます。
80	・ p61のNo.10 家庭の教育力向上のための学習機会の充実 ・ 公的機関主催の機会を充実させるだけでなく、市民団体が学習機会を提供するための支援も、ぜひ明記をお願いしたいです。 ・ 近年は、子どもの将来に対する不透明さと不安から、学力はもちろん、その他の技能を子どもが幼い頃から習得させようという風潮が保護者の間で強まっているように感じます。しかし、子どもの発達や社会性の獲得、「生きる意欲」の醸成のためには、時間的な余裕をもって自由に過ごすことが非常に大切です。家庭の「教育力」強化だけでなく、子どもを「教育的価値観」から解放することの大切さについても、ぜひ啓蒙をお願いします。	1 件 (1 人)	御意見を参考に案を修正します。	市民団体がどのような学習会を開催されているのかまずは把握に努める必要があると考えます。関係機関や民間団体との協働等は大変重要ですので、いただいた御意見を参考に以下のとおり修正します。 なお、ここでのいう家庭の教育力とは、単に子どもを家庭で教育することを指しているのではなく、家族のふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身に付けていくことを指しており、これらを身に付けていくためには家庭の教育力が大変重要な役割を果たすものと考えています。 ～活動に参加できる環境を整備します。 また、各種講演会や広報、リーフレットを活用して家庭の教育力の向上に努めるとともに、関係機関や民間団体と連携し、必要な情報提供等を行います。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
81	・p61のNo13 魅力ある学校給食の実現 ・全国的に、給食費無償化を求める声が強くなっていますが、無償化すると、市の財政的制約によって給食の質が低下してしまうのではと懸念しています。 ・安心・安全な食材の確保、地場産物の使用に加え、オーガニック食材の導入もぜひ進めてほしいです。市の予算は、無償化ではなく、このような給食の質の向上や、地元の農家の経営安定のため、さらには給食センター職員の処遇改善等のために使ってほしいです。 ・また、特に小学校低学年では「給食を食べる時間が十分でないために食べ残してしまう」「吐き戻してしまう」「腹痛を起こす」等の状況が見られます。「魅力ある給食」を、子どもたちがゆっくりと味わって食べられるようにすることも大切だと思います。このため、学校教育課も担当に加えてほしいです。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	学校給食の実施に要する経費のうち、従事する職員の人件費や、施設設備の維持管理費等の運営に係る経費は市が負担することになっています。本市においては、栄養バランスのとれた魅力のある安心安全な給食を提供するため、給食食材の物価高騰による値上がり分についても緊急的に市が負担し、ているところです。学校給食については、保護者の負担をできる限り軽減できるよう多くの経費について市が負担していることから、食材費のみを保護者の皆さんに負担いただいております。無償化については、国においても検討が進められているところであり、その情報収集に努めるとともに、これまでから取組んできた市の様々な子育て支援策と併せ、研究を重ねてまいりたいと思います。 また、オーガニック食材について、本市では地元産食材の購入を積極的に行っておりますが、近年の気象条件や生産コストの高騰から、地元産食材であってもその確保に苦慮している状況です。オーガニック食材については、学校給食で使用できるだけの生産がなく、現段階では使用できない状況にあります。地元産の農産物をはじめ給食で使用する食材については、栄養士が食材の成分や産地などを確認した上で使用することで、安全性の確保をしています。近隣で、学校給食に必要な供給量が見込めるような状況になれば、検討したいと思います。 また、御指摘いただきましたとおり、子どもたちがゆっくりと味わって給食を食べられるようにすることは大変重要であると考えていますが案のとおりとさせていただきます。
82	・p62 基本施策3 学校教育の充実と環境整備 ・「施策の方向性」として、「教育内容の充実に努めつつも、子どもたちが自由に過ごすための時間的な余裕を損なわないように十分に配慮すること」と明記いただきたいです。 ・たとえ教育的価値の高い取組みであっても、子どもの自由な時間を圧迫するものであった場合は、かえって自由な遊びや休息を通した子どもの成長の機会を奪い、生活の質を損なってしまう。昨今、学校に求められる教育的取組みが増加する傾向があるように思いますが、そうした取組みは常に厳選し、子どもが自由時間を十分に確保できているかの確認を必ずお願いいたします。むしろ、子どもが自由に遊んだり休んだりする時間を十分に確保することで、教育的取組み以上に、子どもが必要な力（学力の土台となる好奇心や主体性、体力、仲間を思いやる気持ち等、ひいては「生きる力」）を効果的に獲得できる場合もあると考えます。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	学校における休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定められています。学習の準備や気持ちを整えて次の学習を始めることができ、登校・下校時刻などにも配慮した時程としています。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
83	・p62のNo.3 基礎学力の確実な定着 ・「生涯にわたって主体的に学び続けるための土台を育成するため、家庭学習の量と内容、方法を見直します」と明記してほしいです。 ・他市の先進事例では、家庭学習、特に宿題の量や内容、方法を子ども自身が選んだり、判断したりすることで、子どもの学びへの主体性を高める取り組みが行われています。 ・現状では「宿題は、与えられた課題をこなすもの。やらなければならないもの」という意識が、子どもや保護者に浸透してしまっており、これが「勉強は課されるもの」という認識につながっている面があると考えます。これは生涯にわたって学び続ける意欲の醸成に逆行しているのではないのでしょうか。 ・同時に、「宿題をなくす、または減らすと子どもは勉強しなくなる」という懸念も学校・保護者の間で根強いと感じます。しかし、「宿題を課されないと勉強しない子ども」を育ててしまっているとしたら、これは深刻な問題です。「勉強は主体的にするもの」という姿勢が身に付くよう、低学年のうちからの宿題の量と内容、方法を見直す必要性を強く訴えたいです。 ・また、全市を挙げて「No宿題Day」の導入をぜひ推進してください。現状では、毎日のように宿題が課されているのに加え、学校や家庭で「宿題が先、遊びはその後」といった指導が行われている場合も多いため、放課後や休日に子どもが遊んだり休んだりする時間が圧迫されています。特に冬場は日没が早いと、6時間授業の日は帰宅後に友達と誘い合って遊ぶ余裕がほとんどありません。「No宿題Day」は、子どもの健全な育ちにおいて遊びや休息は非常に重要であり、教育的取り組みを優先することで遊びや休息を阻害してはならないという力強いメッセージになると思います。	1件 (1人)	案のとおりとします。	学習したことを定着させるためには、家庭学習の習慣づけを行うことが大切です。学習内容の定着のためには、子どもが自分から学ぼうとする意欲を育てること、また、その意欲を継続させるため地域や学校の実情に応じながら家庭との連携が欠かせません。今後も家庭学習について学校の取組がご家庭に伝わるように工夫することやより効果的な内容や方法を検討してまいります。
84	・p63のNo.13 こころの教育の充実 ・「特別の教科道徳の時間を中心に進めます」を「特別の教科道徳の時間だけでなく、学校や家庭、地域の人々が子どもに受容的に接したり、子どもが日常的に様々な経験を重ねる環境を作ったりすることで、子ども自らが身の回りの出来事や人間関係について深く内省し、多様な価値観に触れつつ、自らの道徳的価値観を確立していけるよう支援する」としてほしいです。 ・道徳の時間においては、授業の進め方や教材の内容が、子どもに「道徳的価値観を教え込む」または「子ども自らの思いに反して道徳的価値観に誘導する」ものになっていないか、「多様な価値観を尊重する」と言いつつ、実際には一定の価値観に誘導するものになっていないか、しっかりとした検討が必要だと思います。 ・また、たとえば子ども同士のケンカなどの際に、大人が「裁判官」となって指導するのではなく、大人が介入しすぎずに、関係する子どもの意思を尊重することで、子ども同士で解決できるように支援することが望ましいと思います。こうした、「子どもに受容的に接する」ことも、他者との望ましい関わり方を身に付けるためには大切だと思います。 ・さらに、子どもが日常的に仲間と遊ぶ時間と場所を十分に確保することで、正義感、責任感、規律意識（楽しく遊ぶためのルール作り）、自然や他者との望ましい関わり等は自ずと身に付くものと考えます。逆に、そうした実際の経験が不足している状態で、いくら道徳の時間で学んだとしても、実感を伴わない、表面的な理解になってしまうと思います。	1件 (1人)	案のとおりとします。	学校における道徳教育は、学習指導要領にも「特別の教科道徳を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間および特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」と示されています。各教育活動で養われた道徳性を調和的にいかした道徳科の学習を計画的・発展的に行うことによって、児童生徒の道徳性は一層豊かに養われると考えています。 道徳科では、各教育活動における道徳的価値に関わる指導を補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり、統合させたりする指導を工夫します。また、授業時間に限らず、友だちや大人との関わり、遊びなど教育活動全体を通して経験することを通して、自分自身に関することや他の人との関わりに関すること、自然や社会との関わりに関することなどについて道徳的価値を自覚し、自己の生き方についての考えを深め、道徳実践力を育成したいと考えています。
85	・p64のNo.14 次世代を担うための教育の推進 ・「選挙啓発や出前講座」だけでは、地域づくりや政治参加への積極的な姿勢を身に付けることは難しいと思います。 ・地域の課題解決のための活動に子どもが参画する機会を作り、子どもの意見やアイデアが地域づくりに生かされる経験を提供することで、地域づくりや政治参加への興味や積極的な姿勢が育まれるのではないかと思います。	1件 (1人)	案のとおりとします。	御指摘のとおり、「選挙啓発や出前講座」だけでは、地域づくりや政治参加への積極的な姿勢を身に付けることは困難であると考えています。本取組は、主権者教育に関して記載しており、子どもが地域づくりに参画する機会の確保に関する取組については、p50のNo.6やNo.7において取り組むこととしています。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
86	・p64 「No.17として追加」学校と保護者のコミュニケーションの充実 ・学校教育課を担当課とし、学校と保護者のコミュニケーション充実のための施策をお願いしたいです。 ・現在、市内の小中学校でPTA廃止の動きが進んでいます。廃止により、学校や保護者の負担が軽減されるメリットはあると思いますが、学校と保護者の関係がより一層希薄になっていくデメリットもあるのではと懸念しています。 ・学級懇談や個別懇談、またはその他の機会を新たに設ける工夫をして、コミュニケーションの時間を十分に確保し、質を上げることが必要ではないかと思っています。	1件 (1人)	案のとおりとします。	教育活動において学校と地域・家庭との連携は不可欠です。米原市の全小中学校はコミュニティ・スクールとなっており「学校運営協議会」を設置しています。この協議会を通して保護者や地域の方が学校運営に参加することで学校の教育目標やビジョンを共有しともに子どもたちを育て、よりよい学校づくりを推進することを目的とします。学級懇談や個別懇談と合わせてこのコミュニティ・スクールなども通して学校と保護者のコミュニケーションの向上、連携を図ります。
87	・p65のNo.1 健康教育の充実 ・性教育について、「系統的な指導ができるよう計画的に実施」とありますが、「インターネットの普及により、子どもたちが、誤った、または不適切な性情報に幼少期から触れやすくなっている現状を踏まえ、自分自身と他者を尊重し、適切な性的・社会的関係を構築することができるよう、必要な情報提供を十分に行う」としてほしいです。 ・現在、学校現場で様々な工夫や取組みが行われているものの、性情報の氾濫の現状を鑑みると残念ながら十分とは言えません。学校の知見や経験のみで対応することが難しい場合は、先進的な取組みをしている保健師や産婦人科医等の専門家の協力を積極的に得て、子ども・若者が適切な自己決定ができるよう、十分に支援してほしいと思います。	1件 (1人)	案のとおりとします。	学校における性教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえながら、身体の成長や性感染症等の知識については保健で、性に関する倫理的な面や人間関係の重要性などについては、道徳や特別活動を通して指導しています。発達段階を踏まえた指導のあり方を検証するために、令和6年度は小学校1校、中学校2校で医師による性教育を実施しました。検証を受けて今後、実施する学校を増やしていく予定です。
88	・p66のNo.1 スクールカウンセラーの配置 ・「配置」を「常駐」としていただきたいです。 ・子どもがスクールカウンセラーを信頼できる相談相手と認識できるようになるためには、日常的に接して信頼関係を築くことが重要だと思います。不登校や登校渋りの子どもだけでなく、すべての児童生徒が安心できる相談先だと感じられるよう、スクールカウンセラーの常駐ルームを居心地のよい場所にする（たとえばソファを置くなど）工夫も大切です。	1件 (1人)	案のとおりとします。	スクールカウンセラーについては、市内15小中学校全てに配置をしています。スクールカウンセラーの役割は大きく、子どもたちや保護者の心理面への支援を各校で続けていただいています。現状として、スクールカウンセラー一人ひとりが勤務できる時間数は限られており、資格を持ったスクールカウンセラーの人材確保も難しいため、常駐は難しいですが、配置時間を増加できるよう努力を続けていきます。 安心して相談できる体制づくりとしては、スクールカウンセラーを紹介する時間を設けたり、通信にスクールカウンセラーへの相談日を記載するなど各校で相談しやすい工夫をされています。心理的に不安定な生徒には、担当教員からスクールカウンセラーの利用を生徒や保護者に直接促していただいております。また、スクールカウンセラーから心理授業を実施していただき、子どもたちへの予防的な支援についても積極的に行っていただいております。施設面においては、環境整備に苦勞をしていただいている現状があります。スクールカウンセラーと相談をしながら、引き続きよりよい環境を整備していきたいと思っています。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
89	・ p 66のNo.4 多様な居場所と学びの場の確保 ・ 「みのり」や「ステップ・フォワード・プログラム」に加えて、各学校に校内フリースクールを開設することをぜひ目指してほしいです。 ・ また、フリースクール等の民間施設運営支援補助事業の新設をぜひお願いします。現在のフリースクール利用児童生徒支援補助事業はありがたい制度ですが、フリースクールの利用料は利用者の負担軽減を考慮して低く設定されている場合が多く、利用料収入だけではスクールの安定的な運営は望めません。フリースクールは、すでに、市内の不登校児童生徒の大切な居場所や学びの場となっています。運営困難により、これらの児童生徒が通うフリースクールが閉鎖とならないよう、施設運営支援がぜひとも必要です。 ・ そして、不登校や登校渋りの児童生徒やその保護者に対して、近隣のフリースクール、親の会、居場所活動等の情報提供をぜひお願いします。学校以外の選択肢が身近にあることを知らずに苦しんでいる家庭が少なくないのが現状です。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	各学校においては、状況に合わせて校内教育支援センター（別室）を整備し、教室以外の居場所づくりや学習支援を行っていきます。また、学校に行きづらい児童生徒には選択肢の一つとして「みのり」「ステップ・フォワード・プログラム」などの学校以外の居場所を提供し、その保護者に対しては経済的な支援を行っていません。現段階において、フリースクールの運営に対する補助は考えておりません。 民間団体が実施している活動については、対象児童生徒の保護者と相談しながら適切に提供を行っていきたいと考えています。
90	・ p66のNo.6 不登校の要因等の把握と支援策の検討 ・ 「不登校の要因を分析し、適切な支援を」とありますが、不登校の児童生徒に対する支援だけでなく、不登校の子どもたちの「学校での学びづらさ、過ごしづらさ」を踏まえた学校の運営方法、指導方法の見直しもぜひ明記ください。彼らの声を生かすため、教育長を初めとした教育委員会の皆様には、近隣のフリースクール等を訪問するなどし、運営者や子どもたち、保護者からの聞き取りをぜひお願いします。 ・ また、「連絡協議会」には、学校関係者だけでなく、フリースクール運営者、親の会、居場所の運営者等、不登校の児童生徒やその保護者と身近に接している方々の参加もぜひ求めたいです。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	学校の授業については、一人ひとりの特性や学習進度等に応じた指導の充実に向けて、市や校内で研修会を実施し、常に改善を図っているところです。米原市不登校支援連絡協議会の持ち方については今後検討していきます。
91	・ p72のNo.6 子ども誰でも通園制度の実施 ・ 孤立感や負担感を抱える保護者の負担軽減のためのセーフティーネットとして、未就園児を一時的に預かる制度は必要かと思いますが、同時に、「預ける」以外の選択肢を十分に整備することも非常に大切だと思います。 ・ 「預ける以外の選択肢」として、未就園児の家庭（未就園児、保護者、年上のきょうだい等）が、無料で利用することができる、地域の居場所の運営者への支援をぜひお願いします。そして、その居場所に保育士や保健師等の資格保持者が常駐している場合は、そのスタッフの専門性に見合った賃金の支払ができるよう、ぜひ考慮ください。 ・ 市内のある地域では、未就園児家庭が集まって、一緒に遊んだり、自然に触れたり、用意された味噌汁を味わったり、絵本の読み聞かせをしたりという活動が行われています。その中で、保育士からアドバイスを受けたり、保護者同士で話したり、子育てに関する情報交換をしたりして、「仲間とともに子育てする心地よさや安心感」を感じながら、保護者がリフレッシュできる時間となっています。このような活動は、保護者の孤立感や負担感を解消するために非常に有効だと考えますが、運営資金が不十分だったり、必要としている家庭に情報を届けることが難しかったりという課題を抱えています。 ・ 担当課に子育て支援課を加え、上記のような活動の支援をぜひお願いします。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	国で実施する未就園児を対象とする事業としては、本事業や一時預かり事業のほか、地域子育て支援センターを開設し親子が遊んだり交流したりできるほか、子育ての不安や悩み等の相談に保育士が応じ支援しています。 また、地域での居場所づくりの具体的な施策については、p51のNo. 5で記載しています。 その他、既存事業の「出前講座」や「地域お茶の間創造支援事業」が利用できる場合がありますので、御活用いただけたと考えます。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
92	・魅力ある学校給食の実現について 育児への支援 P61のNo.13 意見：安全・安心な食材の確保、地場産物の使用の推進について、農薬や有害な肥料の使用を控えたオーガニック給食の推進を求めます。 理由：子どもたちに食物アレルギーや花粉症などの体の免疫に関わる疾患が増えています。子どもたちの親世代の食習慣の欧米化により、家庭での和食離れが進んでいること、乳児期から加工品の利用が頻発していることが一因と言えると思います。地域の農水産業のオーガニック化を市が推進し、学校給食で確実に消費することを取り決めていけば、地域で作ったものを目の前の子どもたちに安心して届けることができるのではないのでしょうか？食数の多い学校給食が難しいならば、こども園の給食から始めて味覚の敏感な乳幼児期の子どもたちの舌を育てる取組みを進めてほしいです。	1 件 (1 人)		本市の学校給食においては、昆布や煮干し、鰹節からとっただしの使用や、地元産食材の購入を積極的に行うなど、安心・安全な給食の提供に努めています。しかしながら、近年の気象条件や生産コストの高騰から、地元産食材であってもその確保に苦慮している状況です。オーガニック食材については、学校給食で使用できるだけの生産がなく、現段階では使用できない状況にあります。地元産の農産物をはじめ給食で使用する食材については、栄養士が食材の成分や産地などを確認した上で使用することで、安全性の確保をしています。近隣で、学校給食に必要な供給量が見込めるような状況になれば、検討したいと思います。
93	・米原市における都市公園の新設に反対です。 米原市(山東地域)に住み始めて12年、子育てをして11年になりますがとても暮らしやすく良いまちだと思っています。ただ暮らしのなかで「ん？これ必要？？」と思うことがらは多々あります。年々増えてきました。そんななか「全天候型都市公園」の記事を広報で目にし今回の子ども計画案にも載っているのではないかと載っているなら反対意見を述べようと思いパブリックコメントとして提出することにしました。子どもの遊び場については近所のお寺や、広場、それぞれの自宅・庭等たくさんあり、まったく困ってません。これは古い地区だからということもありますが 「団地」と呼ばれる地域の近くにも必ずそういう場所があります。親の目を少し離れて遊べる年齢になってからは「公園」のような場所があると良いなあ、と感じていますがそれは「都市公園」ではありません。 新しいものを作ることはその後のメンテナンス・運営費もかかることで人口減が確定している今するべきではないと考えます。負の遺産を子どもたちに残さないでいただきたいです。せつかくの自然多き環境を、人工的な公園で壊してしまうことにも反対です。 都市公園が整備されたからといって子どもたちだけで行ける範囲に暮らす人口はそう多くありません。目新しく初めのうちは利用が集中するかもしれませんが日常的に利用できるものでなければ賑わいは一時的なものになるのではないのでしょうか？	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	御指摘のとおり、公園整備には建設費だけでなく、その後の維持管理・運営費も必要となるため、人口減少という現状を鑑み、将来世代への負担を最小限に抑えるよう、事業の費用対効果等について慎重に検討していく必要があります。 なお、市民意識調査では、「子どもが安心して遊べる公園」や「花や緑がたくさんある公園」へのニーズが高いことが示されており、都市公園整備も子どもとのふれあいや子育てを楽しめる場所として、市民ニーズを的確に捉え、検討していきます。
94	・「遊び場」となる場所は 在所・広くても学区ごとにあるのが好ましいと思います。 子どもたちだけで気楽に出かけることができ集まるメンバーも顔が分かるので安全です。 基本施策2、No.3(p.51)にあるように各地の集会所を利用するのが一番良いと思います。 No.3からNo.1に格上げすると同時に「支援」ではなく「推奨」してほしい素晴らしい案だと思います。 自治会館を他地域の児童館のように利用する等、いまある資源を利用して子どもの居場所をつくる方法を模索していただきたいです。 鍵の開け閉め・見守りを兼ねた大人のかたにもいてほしい。 先に書いたようなメンテナンス・運営費がかかる大型ハードを整備するよりも目新しさはなくても暮らしに寄り添うソフトに投資して欲しいです。 素人が知ったような提案をして申し訳ありません。 元はとても良い場所である米原市がこれからも良い場所であり続けられるよう意見させていただきました。	1 件 (1 人)	案のとおりとします。	子どもの遊び場や居場所については、今ある公共施設や子育て支援センターの活用に加えて、各自治会が所有する自治会館等の活用が大切であると考えています。地域の遊び場や居場所の周知等に取り組み、子どもが安心して遊んだり過ごしたりする居場所を確保したいと考えています。 引き続き、子どもや子育て世代の皆さんの意見を聴きながら、必要な公園や居場所等の整備を検討してまいります。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
95	・p43 基本目標1 子ども・若者の権利を守り、子ども・若者がのびのびと育つ環境をつくれます。 (ご意見) 本計画で度々、子ども・若者の居場所づくりという記載があり、大きな課題となっているかと思います。 居場所の提供については公共の場等、限界があるかと思います。昨今では、平和堂さんのような滋賀県に拠点を置く会社様が高齢者の自宅へ食材の宅配や電球交換までお願いできる優良サービスがあると聞いています。CSR(地域貢献への取り組み)について前向きな姿勢を見せてくださっているので、平和堂さんや(フタバヤさん?)等と協同してはどうかと思っています。お互いがWIN-WINに進むのではと思います。	1件 (1人)	案のとおりとします。	御指摘いただいたとおり、様々な子ども・若者の居場所を確保していくことが重要であると認識しています。一方、子ども・若者の居場所の確保については、公のみで取り組むことは限界があると考えていることから、今後、企業等の民間団体との連携についても検討してまいります。
96	・p51のNo.1 子ども・若者が集まる地域の居場所づくりについて No.3 身近な遊び場等の整備について (ご意見) 新しく公園を作るのも良いですが、米原市には山室湿原やきゃんせの森等、各地域に素晴らしい遊び場があります。 特に山室湿原に関しては、生息植物も豊富でSDG sに特化した課外学習にも利用可能であり、『小さな尾瀬ヶ原』のような魅力があるのに知名度がなさすぎて、一部の高齢者が散策に利用するのみかと思っています。 すでにあるもので眠ってしまっている自然の魅力をRe:born(再生)させる必要があると思っています。(古い木板の道は整備が必要となるかと思いますが。) 整備の整った時には、米原市各地の遊び場マップ(HPやリーフレットで紹介)をすることにより活用が広められるかもしれません。	1件 (1人)	案のとおりとします。	御指摘いただいたとおり、今ある自然や公園等を活用していくことは大変重要であると考えています。したがって、子どもたちが安全に遊べるよう整備したり、地域の遊び場等を多くの人に周知したりしてまいります。
97	・p62のNo.1 学校の施設・環境の整備について (ご意見) 安心・安全な学校生活のために老朽施設や不良個所の改修とありますが、5年程前に彦根の小学校で、会談の手すりに乗って滑って遊んでいた生徒が階段の吹き抜けから地上階へ転落する事故がありました。今も吹き抜け状態の階段や対策が打たれていない学校もあるのではないかと思います。 あと、体調が悪い生徒が下の階に降りる際に小荷物専用昇降機(給食用エレベータ)を利用させている事例も聞いたことがあります。荷物用昇降機に人が乗るのはNGです。	1件 (1人)	案のとおりとします。	本市の学校施設においては、学校管理者と協議しながら危険箇所の改修を実施しています。例えば、吹き抜けの階段手すりにおきましては、突起を設置し滑ることができないようにする等の対策をしている学校もあります。また、全学校にエレベーターを設置しており、給食用リフトについては、児童生徒の利用はさせていません。 引き続き、安全・安心で快適な学習環境の確保に努めます。 また、学校では施設の安全点検を定期的に行い、事故の未然防止に努めています。併せて教育活動全体で安全教育を行うことで、児童生徒自ら安全な行動をとる力を身に付けられるようにします。このように、安全管理と安全教育を密接に関連させて進めていきます。 他にも、学校での事故を予測し対応するためのリスクマネジメント研修も行い、日頃の危機管理意識を高められるようにします。
98	・教員による目線での安全点検もあると思いますが、安全の専門家による点検により、違う目線での危険の芽が摘み取れるかもしれないのでそういったところにも努めていただければと思います(子供の目線で危険個所を見ることが必要です。)	1件 (1人)	案のとおりとします。	本市の学校施設においては、教員の日常点検に加え専門家による法定点検・遊具点検等を定期的の実施し、児童生徒の安全確保に努めています。引き続き安全・安心で快適な学習環境の確保に努めます。 また、学校の組織体制を整える他、家庭や地域、学校運営協議会等との連携の中で意見や協力を求めることが考えられます。教育委員会は学校の実情を把握し、安全管理・安全教育への取組を支援していきます。

No.	提出された意見等の内容	提出された意見の数 (人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
99	・P81のNo.7 インクルーシブ教育に向けた取り組み推進について (意見)施設のバリアフリー化について、多目的トイレや思いやり駐車場は整備されている学校は多いと思いますが、エレベーターについては、ネットで調べたところ2020年現在で公立小中の設置率が3割弱だそうです。 私自身、伊吹高校進学時にエレベーター設置を懇願しましたが願い叶わず、辛い学校生活を経験しています。現在では市議員さんの助言もあり、取り付けられております。 これから高齢化が進むにつれ、高齢者が教育者として活躍する機会も増え、身体障がいのある保護者が授業参観に来られることもあると思います。予算枠の都合もありますが、早いうちに投資計画を組んでいただきたいです。障がいとは“行動を制限されてしまうこと”です。上の階にある図書室や音楽室等に行く障壁なく、みんなが足並みを揃えた条件で学校生活を送れる環境整備をお願いしたいと思います。『米原市障がい者計画』と連携しながら進めていただけると幸いです。 これからも障がい者や高齢者に優しい米原市の名が響き渡るよう説に願っています	1件 (1人)	案のとおりとします。	本市の学校施設においては、全学校にエレベーター設置が完了しており、バリアフリー対策についても全学校施設で一定の整備が完了しています。引き続き、安全・安心で快適な学習環境の確保に努めます。 また、障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮およびその基礎となる環境整備は義務付けられていますが、提供する合理的配慮やその優先等は、関係者間で共通理解を図る必要があることから、提供に時間を要することも考えられます。したがって、合理的配慮の決定に当たっては、各学校の設置者および学校が体制面・財政面を慎重に勘案し、基礎的環境整備を進めていきます。
		計99件 (提出者10人)		